

平成19年7月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成19年7月26日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成19年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成19年7月26日（木曜日）

- 日程第1 議長の選挙
- 日程第2 副議長の選挙
- 日程第3 議席の指定
- 日程第4 会議録署名議員の指名
- 日程第5 会期決定について
- 日程第6 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について）
- 日程第7 認定第1号 平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第17号 和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について
- 日程第9 議案第18号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について

会議に付した事件

- 日程第1 議長の選挙から
- 日程第9 議案第18号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止についてまで

出席議員（29名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 井口弘君 | 2番 | 寺井富士君 |
| 3番 | 黒原章至君 | 4番 | 平林崇行君 |
| 5番 | 田中賢司君 | 6番 | 向井孝行君 |
| 7番 | 塚寿雄君 | 8番 | 辻本宏君 |
| 10番 | 山下久美子君 | 11番 | 前村勲君 |

12番	西林武仁君	13番	福井健次君
14番	所順子君	15番	横矢政明君
16番	中山美輝夫君	17番	佐々木裕哲君
18番	中島孝義君	19番	清水正巳君
21番	森下弘君	22番	井上光博君
23番	藤原覚君	24番	楠本隆典君
25番	池口公二君	26番	朝本紀夫君
27番	橋本謙二君	28番	三原勝利君
29番	佃奈津代君	30番	葛城健也君
31番	角將範君		

欠席議員（2名）

9番	竹村広明君	20番	上野諭君
----	-------	-----	------

説明のための出席者

広域連合長	玉置三夫君	副広域連合長	山田五良君
副広域連合長	木下善之君		
事務局長	平野博章君	事務局次長	田中友喜君
業務課長	増谷弘一君	業務課長補佐	石谷正哉君
総務課長補佐	安井正典君		

事務局職員出席者

書記長	小畑敏道	書記	瀧本光司
-----	------	----	------

午後1時1分 開議

○事務局 事務局から申し上げます。

本議会はただいま正副議長が欠員となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、年長議員の中山美輝夫議員をご紹介申し上げます。

中山美輝夫議員、議長席にお着き願います。

○臨時議長 ただいま紹介されました中山でございます。年長ということで、地方自治法第107条の規定によりまして、しばらくの間、臨時に議長の職務をさせていただきます。私としては本当に心苦しいところでございますが、元気な若い皆様方のご協力をいただきまして、議事を進めさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

ただいまから、本日招集の平成19年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選任または再任されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に和歌山市の井口弘君、同じく寺井富士君、橋本市の平林崇行君、田辺市の塚寿雄君、新宮市の辻本宏君、紀美野町の前村勲君、九度山町の福井健次君、高野町の所順子君、湯浅町の横矢政明君、すさみ町の朝本紀夫君、那智勝浦町の橋本謙二君の11名が選出されました。なお、寺井富士君と福井健次君は再任であります。

仮議席はただいまご着席の議席と指定します。

日程に先立ち、広域連合長からの招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長、玉置三夫君。

[連合長 玉置三夫君 登壇]

○連合長 本日、平成19年第1回の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には公私にわたり大変ご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

早いもので、広域連合を設立して6カ月が経過しようとしてございます。この間に、市町村の議会議員選挙やこれに伴う広域連合議会議員の交代があり、新たに11名の方がご就任されました。ここに心からお喜びを申し上げます。

現在、本広域連合では、平成20年4月施行の後期高齢者医療制度が円滑に施行できますよう、電算システムの構築や市町村との事務等の調整を行っているところでございます。議員の皆様方には、これからさまざまな事柄でご理解、ご協力、またご支援をいただかなければならないことが多々出てこようかと思えます。どうか今後とも、よろしくお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、本議会におきましては、専決処分の承認1件、決算に関するもの1件、条例に関するもの1件、その他1件についてご審議をお願いするものでございます。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長 それでは、日程第1、「議長の選挙」を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に井口弘君を指名します。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名しました井口弘君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長 ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました井口弘君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました井口弘君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

井口弘君、登壇願います。

〔井口 弘君 登壇〕

○議長 一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま皆様方の温かいご推挙によりまして、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議長の要職に就任させていただくことになりました。もとより浅学非才の私にとりまして身に余る光栄であり、その使命と職責の重大さを痛感いたしております。

さて、現行の老人保健制度が廃止され、新たな後期高齢者医療制度の施行が目前に迫っております。私たちは広域連合議会議員として、次の議会において新しい医療制度の保険料率及び関係条例等の重要な案件を審議していかなければなりません。その果たす役割は非常に大きなものがあると存じます。

まことにふなれではありますが、議長として円滑な議事の進行を心がけてまいりますので、皆様方の特段のご協力をお願い申し上げ、お礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○臨時議長 それでは、議長は議長席にお着き願います。どうもありがとうございました。

〔臨時議長自席へ、議長着席〕

○議長 それでは、お手元に配付をしておりますとおり、本日の議事日程第1号の1を追加します。

次に、日程第2、「副議長の選挙」を行います。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に角将範君を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました角将範君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。

ただいま指名しました角将範君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました角将範君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

角将範君、登壇願います。

[角 将範君 登壇]

○副議長 皆さん、こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました角でございます。本州最南端の串本町から参りました。現在、串本町の厚生常任委員会の委員長を務めております。

このたびは広域連合議会の副議長に、皆様方の多くの推薦をいただきまして就任することができましたことを大変恐縮に思っております。就任した限り、議長を補佐して、和歌山県の広域連合議会の後期高齢者の医療制度について最大の努力を図っていく覚悟でございます。皆様方の今後とものご協力をよろしくお願いいたしまして、あいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第3、「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選任または再任されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてお手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第4、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員の指名は、会議規則第72条の規定により議長において、8番辻本宏君及び29番佃奈津代君を指名します。

次に、日程第5、「会期決定について」を議題とします。

今期定例会の会期は、本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 報告いたします。

平成19年7月10日付、和広第39号をもって、広域連合長から本日招集の広域連合議会7月定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成19年4月25日付、和広監第1号、平成19年5月23日付、和広監第2号、平成19年6月18日付、和広監第3号をもって例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しはお手元に配付いたしております。

以上でございます。

○議長 次に、日程第6、承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」から日程第9、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」までの4件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

○連合長 ただいま上程されました議案説明の前に、一言お祝いの言葉を申し上げます。

本日、先ほどからの正副議長選挙におきまして、広域連合議会の議長に井口議員、そして副議長に角議員がそれぞれご就任されました。お二方のご就任を心からお喜び申し上げます。

現在、私たち市町村及び広域連合職員は、平成20年4月の制度施行に向け一丸となって取り組んでいるところでございますが、議長、副議長はじめ議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りながら、広域連合の運営に鋭意努力を重ねてまいり所存でございます。どうか今後とも、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単でございますが、お祝いの言葉にかえさせていただきます。

それでは、提出議案のご説明を申し上げます。

ただいま上程されました議案は、専決処分の承認1件、決算に関するもの1件、条例に関するもの1件、その他1件でございます。

まず、承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」、「和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更」につきましては、本組合に7月1日から御坊市日高川町中学校組合を加入させるため、専決処分をしたものでございます。

認定第1号「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。なお、実質収支額は911万4,310円の黒字となっております。

議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定」につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害

補償等に関する条例の廃止」につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては事務局から説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長、平野博章君。

〔事務局長 平野博章君 登壇〕

○事務局長 それでは、説明させていただきます。

議案書の1ページをお願いします。

承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」であります。和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の増加及び和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合規約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

補足説明をいたします。議案書の2ページをお願いします。

本組合に、7月1日から御坊市日高川町中学校組合を加入させるため専決処分したものでございます。

この規約の変更は、市町村議会の第2回定例議会で議案として提出されてございます。また、本広域連合も3月の臨時会で加入について議決をいただいたものでございます。

次に、議案書の3ページをお願いします。

認定第1号「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、地方自治法第233条第3項の規定により、平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

補足説明をいたします。

平成18年度の広域連合の一般会計歳入歳出決算につきましては、広域連合が設立して2月から3月までの2カ月間の決算でございます。

別添の平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合決算書の1ページから2ページをお願いします。

歳入でございますが、予算現額といたしまして1,800万2,000円でございます。それに対し

まして収入済額が2,118万8,090円で、予算現額と収入済額との比較で318万6,090円となっております。歳入の主なものは、30市町村の負担金1,800万円と準備委員会からの繰越金318万5,990円でございます。

続きまして、3ページから4ページをお願いします。

歳出でございますが、予算現額が1,800万2,000円、決算額が1,207万3,780円となっております。予算現額と支出済額との比較で592万8,220円となっております。

歳出をご説明いたします。7ページから8ページをお願いします。

議会費の支出済額は60万1,005円で、報酬7万4,788円は31名分の議員報酬です。

旅費10万8,120円は議会開会時の費用弁償です。なお、旅費の不用額16万6,880円は、議会当日2名の議員さんが欠席となったことと、出席された多くの議員さんが公用車を利用したためでございます。

需用費15万5,547円は消耗品費のコピー、食糧費です。なお、需用費の不用額14万453円は、議会が延長した場合に備えていた食糧費が不用になったことと、議案書の印刷製本を外注する予定でしたが事務局内で作成したためでございます。

役務費2万円は通信費でございます。

委託料12万3,000円が全額不用額となりましたのは、議会の議事録が納品まで1カ月程度要することから、次年度予算で発注したためでございます。

使用料及び賃借料24万2,550円は、3月30日に開会いたしました議会の会場借料です。

総務費の支出済額は1,147万2,775円で、内訳として、総務管理費の一般管理費の支出済額が1,145万8,101円となっております。

一般管理費についてご説明いたします。

報酬1万4,966円は正副連合長の報酬です。

職員手当23万9,920円は、派遣協定により広域連合で支給しました6名分の職員手当でございます。なお、職員手当の不用額16万8,596円は、当初の見込みより時間外勤務手当の時間が減となったためでございます。

共済費3万7,044円は、臨時職員等の社会保険、雇用保険、労災保険等です。

9ページから10ページをお願いします。

賃金28万7,440円は臨時職員1名の2カ月分です。

旅費28万900円は正副連合長及び職員の旅費でございます。

需用費14万8,439円は、コピー機の使用料及び公用車のガソリン代でございます。なお、需

用費の不用額43万1,561円は、広域連合の封筒などの印刷を取りやめ、事務所内のプリンターにより作成したこと、施設及び器具修繕等が不要になったためでございます。

役務費5万1,477円は、通信費、振り込み手数料、車両保険等でございます。なお、役務費の不用額128万8,523円は、当初の見込みよりインターネット、電話等、郵送料が大幅に減少になったためでございます。

委託料21万9,308円が全額不用額となりましたのは、財務会計システム保守が借料としての契約になったことと、職員のパソコン保守をスポット対応に変更したことにより不用になったものでございます。

使用料及び賃借料108万5,692円は、担当課長及び担当者会議のための会場借り上げ、派遣職員の家屋借料、広域連合事務所借料、車両借り上げ、2台分の駐車場借り上げ、財務会計等の電算機器借料等でございます。

負担金、補助及び交付金931万2,223円は、10名分の派遣職員給与等負担金、広域連合事務所電気代負担金でございます。なお、負担金、補助及び交付金の不用額248万777円は、派遣協定により派遣元の市町村で支給される時間外勤務手当等の職員手当が、当初の見込みより大幅に減少したためでございます。

選挙費についてご説明いたします。

支出といたしまして、広域連合議会議員選挙費の需用費9,030円、コピー等の消耗品費と役務費5,000円の通信費でございます。

監査委員費についてご説明いたします。11ページから12ページをお願いいたします。

報酬644円は監査委員報酬です。

続きまして、13ページをお願いいたします。

平成18年度の一般会計実質収支に関する調書でございますが、歳入総額につきましては、先ほど申し上げましたように2,118万8,090円、歳出総額が1,207万3,780円で、歳入歳出の差し引き額が911万4,310円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、実質収支額は911万4,310円となります。

以上、決算の概要を申し上げますが、本決算につきましては、黒原章至監査委員、貴志仁監査委員の決算審査意見書をお手元に提出させていただいておりますので、よろしくご願ひいたします。

次に、議案書にお戻り願ひます。議案書の4ページから6ページをお願いいたします。

議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」、地方自治法第

291条の7第1項の規定により、別紙のとおり策定するものでございます。

補足説明をいたします。

広域計画につきましては、地方自治法第291条の7第1項の規定により、「広域連合は、当該広域連合が設けられた後、速やかに、その議会の議決を経て、広域計画を作成しなければならない」の定めにより、議決をお願いするものでございます。また、同条第3項では、「広域連合は、広域計画を作成したとき、直ちにこれを当該広域連合を組織する地方公共団体の長に送付し、かつ公表するとともに都道府県知事に提出しなければならない。」と定められてございます。

なお、広域連合の作成する広域計画の項目につきましては、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約の第5条で、広域連合が作成する広域計画には、後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関する事、広域計画の期間及び改定に関する事が定められてございますので、この規約の規定に基づき策定を行っています。

5ページをお願いいたします。

広域連合及び関係市町村が行う事務につきましては、平成19年度は平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において電算システムの整備を行い、関係市町村とネットワークで結んで情報を共有し、事務の効率化を図るとともに必要な準備作業を行う。平成20年度以降は、被保険者の資格管理に関する事、医療給付に関する事、保険料の賦課及び徴収に関する事、保健事業に関する事務、その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務等でございます。

また、広域計画の期間及び改定に関する事につきましては、広域計画の期間は平成19年度から平成23年度までの5年間とし、その後5年間を単位に計画満了前に見直しを行うこととする。ただし、事務の追加等により計画変更の必要が生じた場合、広域連合長が必要と認めるときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととするとしてございます。

次に、議案書の7ページから8ページをお願いいたします。

議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

補足説明をいたします。

廃止をお願いしてございます条例は、本広域連合が平成19年2月に設立され、和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合への加入を、事務局でございます町村会をお願いいたしま

したところ、加入は4月1日になるとのご返事がありました。このため2月、3月の2カ月間の広域連合議会議員その他非常勤職員の公務災害に対応するため条例を設置いたしました。したがって、本広域連合が平成19年4月1日に和歌山県市町村非常勤職員公務災害補償組合に加入いたしましたので、条例の廃止をお願いするものでございます。

以上をもちまして、補足説明を終わらせていただきます。ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長 説明漏れはありませんか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○議長 これより、日程第6、承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。これで討論を終結します。

これより、承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、承認第25号「専決処分の承認を求めることについて」は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、認定第1号「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」、質疑、討論、採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

25番、池口公二君。

○池口議員 8ページの会場の借上料ですけれども、3月にここでやった24万2,550円ですね、これについて、我々これから後期高齢者の医療を考える上で、一度の会議でこのような膨大な会議のお金が要るような会場で果たしていいんだろうかという素朴な疑問を持ったわけでございます。

それで、例えば我々自治会館を持っているわけでございます。そういうもっと手軽なところを利用して、もう少し質素な会議をしてもいいんじゃないかと、このように思うわけでございます。それで私、和歌山の方でどこの会場が、これは安いというのはわかりませんが、もし今後、会場をお考えになられるときに、そのあたりも十分考慮して会場を考えていただけるのか、いただけないのかの質疑をお願いいたします。

○議長 事務局次長、田中友喜君。

○事務局次長 25番、池口議員さんの質問にお答えいたします。

実は、3月30日に池口議員さんがおっしゃられる自治会館の方で借上げを予定しておりました。ところが、自治会館につきましては5時までで閉館をしていただきたいということがございまして、3月30日の議会において、議案その他含めて30数件の議案がございましたので、そういうことで、もし5時に終わらなかったらどうしようということで、近鉄その他和歌山市の会場を数件当たったんですけれども、この会場しかあいていないという状況でございました。それで決算にもございますように、食糧費も、夕食も用意した中で、いわゆる5時に終わらなかったら議会もそこまでに閉めなくちゃならない、翌日ということになりますので、そういうことでダイワロイネットにさせていただきました。

それと、自治会館につきましては、一応3室、このような議員さんの数で会場を使用した場合に、3室で大体7万2,000円程度要ります。

それと、もう1点は、やはり会場の準備は全部この職員でやる、それはもちろん結構なんですけれども、駐車場の管理もやはり非常にされていないという中で、今回は、前回の決算に乗っている分については、やむを得ずダイワロイネットホテルにしたわけでございます。

それと本日、この同じ会場で行うので、同じことなんですけれども、これも実は自治会館に当たったんですけれども、本日もあいていない。それから、いわゆる向こうの方に2軒ほどあるんですけれども、それもかなり予約はお願いしたんですけれども、あいていないという状況で、本日もやむを得ずダイワロイネットにさせていただいたということでございます。

今後は、池口議員さんのご要望にこたえるという方向で、安い会場をできるだけ探して日程調整を行っていきたいということで考えておりますので、ご了承願いたいと思います。

以上でございます。

○議長 25番、池口公二君。

○池口議員 日程を決めてから会場を探されると思うんですけれども、私、このようなところで例えば会議しておって、後期高齢者、まだお金、これも議論もあろうかと思うんですけ

れども、えらいところで会議しやんねんなど、今、議員には非常に風当たりが強いんで、そういうことをひとつ危惧したわけでございます。よく言っている意味もわかるんです。ただ、やはり我々も、私だけじゃないと思うんです。恐らく皆さん、そんな考えを持っていると思うんで、池口議員さんが言うたからじゃなしに、そういうことを十分に配慮して今後改善に当たっていただきたいなど、このように思います。

以上でございます。

○議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、認定第1号「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、認定第1号「平成18年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第8、議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」、質疑、討論、採決に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員。

よって、議案第17号「和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定について」は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第9、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」、質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長 討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長 起立全員。

よって、議案第18号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の廃止について」は原案のとおり可決することに決しました。

お諮りします。ただいま本会議において議決された各案件について、その条項、字句、数字その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会に提出されました諸議案も、議員各位の終始真剣なご審議によりすべて議了し、無事閉会を宣言する運びとなりました。これひとえに議員各位のご協力のたまものと衷心より敬意を表するとともに、ご協力に深く感謝申し上げます。

長かった梅雨も明け、本格的な夏を迎えました。議員並びに当局の皆さんにおかれまして

は、ますますご自愛いただき、ご活躍なされますようご祈念申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可します。

広域連合長、玉置三夫君。

〔連合長 玉置三夫君 登壇〕

○連合長 本日の第1回定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、終始熱心にご審議いただき、提出いたしておりました諸議案につきましても、原案のとおりご賛同賜りましたことを厚くお礼申し上げます。

さて、来る平成20年4月には、後期高齢者医療制度が円滑に施行できるよう、現在、電算システムの構築や保険料率の算定準備等に鋭意取り組みを進めているところでございます。また、こうした取り組みを進めていく上で特に重要となりますのが人材の育成であり、そのためには、なお一層の職員の資質の向上と組織の強化を図っていかねばならないと考えてございます。

つきましては、議員各位におかれましては、今後ともなお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たりましてのお礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 これにて平成19年7月26日招集の平成19年7月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

午後1時50分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

臨時議長 中山 美輝夫

議長 井口 弘

署名議員 辻本 宏

署名議員 佃 奈津代